

国家情報会議設置法案と個人情報保護法との関係（関係法案抜粋）

●国家情報会議設置法案（資料提供等）

第七条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であつて、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

●個人情報保護法 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

●個人情報保護法改正案

（第 30 条の 2，第 31 条の 3）

◆個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成のみに利用される場合は本人同意を不要とする。

※統計作成等であると整理できる A I 開発等を含む。

（第 16 条第 9 項、第 18 条第 3 項、第 20 条第 2 項、第 27 条第 1 項）

◆目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について

- ・取得の状況からみて 本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。

出典：「国家情報会議設置法案」、「個人情報保護法」及び 2026 年「改正案」より抜粋
傍線は大門事務所